

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	パナソニック環境エンジニアリング（株）						
所在地	大阪府吹田市垂水町3-28-33						
認定番号	00-010668						
入札参加停止期間	令和7年3月19日から令和7年4月18日まで（1か月）						
事実概要	<p>当該資格者は、建設業法の規定に違反し、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、国土交通省近畿地方整備局から監督処分を受けた。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。</p>						
理由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。						
備考	<p style="text-align: center;">【別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">措置要件</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">不不 誠正 實又 なは 行 為</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件	期間	不不 誠正 實又 なは 行 為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
措置要件	期間						
不不 誠正 實又 なは 行 為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内					